

## 南城市久高島ヤシガニ保護条例

### (目的)

第1条 この条例は、ヤシガニが久高島特有の歴史文化の中で独自に保護されてきただけでなく、自然環境の重要な一部として島民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、市、久高区、事業者、市民及び来島者が一体となって、その保護に努めることを目的とする。

### (保護対象)

第2条 この条例において、「ヤシガニ」とは、久高島の野生において生息するヤシガニ(学名 *Birgus latro*)をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、ヤシガニの保護に必要な施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

### (久高区の責務)

第4条 久高区は、ヤシガニの生息環境の悪化、捕獲又は殺傷を防止するための措置を講じるとともに、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、久高島において事業活動を行うに当たって、ヤシガニの生息環境の悪化を防止するため、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策に協力しなければならない。

### (市民及び来島者の責務)

第6条 市民及び来島者は、この条例の趣旨を理解し、ヤシガニの保護に努めるとともに、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策に協力しなければならない。

### (捕獲又は殺傷の禁止)

第7条 何人も、久高島において、ヤシガニを捕獲又は殺傷してはならない。

### (適用除外)

第8条 学術研究、学術調査その他の規則で定める目的で、市長の許可を受けヤシガニを捕獲する場合は、前条の規定を適用しない。

### (捕獲の許可)

第9条 前条に定める許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認めるときは、規則で定めるところにより、許可証を交付するものとする。

3 ヤシガニを捕獲する者は、前項に規定する許可証を携帯しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、前条第2項の許可を受けた者が、この条例若しくは規則に違反し、又はヤシガニの保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告)

第11条 市長は、第9条第2項の許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、ヤシガニの捕獲状況について報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第7条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

第14条 第9条第3項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。